

生活資金支援ローン

No.1

2020年7月1日現在

1. 商品名	・生活資金支援ローン（新型コロナウイルス感染症で影響を受けた方に対する生活資金支援）
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・一般個人が対象 ・年令が満20才以上の方 ・安定継続した収入がある方 ・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・当金庫の営業区域にお住まいの方、またはお勤めの方 <p>※本ローンはおひとりのお客さまが1回限りのご利用となります</p>
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等によって申込人が必要とする生活資金 <p>（注）事業資金、旧債返済資金、転貸、援助資金、株式取得資金、投機的資金、税金支払資金等は除きます</p>
4. ご融資限度額	・1万円以上50万円以内です（1万円単位）
5. ご利用期間	・3ヶ月以上10年以内です
6. ご融資利率	・年7.0%（固定金利・保証料年2.0%を含む）
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等または元金均等の分割返済とします ・ボーナス併用返済は、ご利用額の50%以内です ・元金の返済据置は1年以内です
8. 担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・不要です <p>一般社団法人しんきん保証基金の保証付となります</p>
9. 手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・事務手数料は不要です ・保証料 年2.0%（保証料は、ご融資金利に含まれております） ・条件変更、一部繰上返済、期限前一括完済の手数料は無料です。
10. ご用意いただくもの	<p>正式なお申込み手続きの際にご用意いただくものです</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、運転免許証をお持ちでない方は運転経歴証明書、パスポート、健康保険証（注）、顔写真付住民基本台帳カード、マイナンバーカード ・ご印鑑（普通預金口座をお持ちの方はお届印） <p>（注）健康保険証の場合は住民票抄本や公共料金の領収書等の提示が必要となります</p>
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-971-951）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）若しくは関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を</p>

生活資金支援ローン

No.2

2020年7月1日現在

	用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
12. その他	・ご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせ下さい